

収 入
印 紙

熊本市上下水道総合管理システム等
通信回線サービス調達契約書（長期継続契約）（案）

- 1 件 名 熊本市上下水道総合管理システム等通信回線サービス調達
（長期継続契約）
-
- 2 履 行 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号 外7箇所
-
- 3 契 約 期 間 自 令和4年（2022年）1月1日
至 令和8年（2026年）12月31日
- 4 契 約 金 額 (1)初期費用
¥00,000-
（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ¥0,000-）
(2)月額回線使用料
¥000,000-
（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ¥00,000-）
※内訳 別紙2契約金額一覧のとおり
ただし、税法の改正により消費税率が変動した場合には、当該改
正税法施行日以降における上記消費税額は変動後の税率により計算
した額とする。
- 5 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- 6 契 約 保 証 金 ¥00,000-（又は免除）

上記契約について、発注者 熊本市と受注者 〇〇〇〇 とは、各々の対等な立場にお
ける合意に基づいて次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行す
るものとする。

この契約成立の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各
自その1通を保有する。

令和3年（2021年） 月 日

発注者 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号
熊本市
代表者 熊本市上下水道事業管理者 萱野 晃

印

受注者 〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、この契約を履行しなければならない。

2 仕様書に明示されていないもの又は仕様書に交互符合しないものがあるときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者が定めて受注者に指示するものとする。

3 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の契約期間(以下「契約期間」という。)内に完了し、発注者は、その契約金額を支払うものとする。

4 この契約の履行に必要な一切の経費は、この契約額に含まれるものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。

2 受注者は、前項に規定する契約保証金の納付に代えて、次の各号のいずれかに掲げる担保措置をとることができる。

(1) 契約保証金の納付に代わる国債の提供

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証

3 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結をしたときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において、受注者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

4 前3項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、契約額の10分の1以上としなければならない。

5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

6 受注者が第1項及び第2項各号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第24条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

7 前各項の規定は、熊本市契約事務取扱規則第22条第2項各号(第1号及び第2号を除く)の規定に基づき、発注者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は再委任してはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。この場合において受注者は、発注者から再委託先に関する情報の提供を求められた場合には、速やかにこれに応じるものとする。

3 受注者は、前項に基づき再委託を行った場合は、再委託先に対し、この契約に定める受注者の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、受注者はその一切の責任を負うものとする。

(従事者に関する受注者の責任)

第6条 受注者は、この契約による業務に従事する者（再委託又は再委任を受けた者を含む。）による業務上の行為については、一切の責任を負う。

(秘密の保持)

第7条 受注者（前条の規定により再委託又は再委任を受けた者を含む。）は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 受注者は、この契約に基づき発注された業務を実施するに当たっては、個人情報の取扱いについて、別紙1「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(仕様書不適合の場合の補正義務)

第9条 受注者の業務の履行が仕様書に適合しない場合において、発注者がその補正を要求したときは、受注者は、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、月額回線使用料の増額又は契約期間の延長を求めることができない。

(基本契約期間)

第10条 通信回線サービスの提供において、基本契約期間を定めることとし、その期間は当該サービスの提供を開始した日から起算して1年間とする。

(仕様書等の変更)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは月額回線使用料を変更するものとする。

(業務の変更、中止)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更するものとする。

(契約期間の変更方法)

第13条 契約期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(契約金額の変更方法等)

第14条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(一般的損害)

第15条 回線サービスの提供開始前に生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による損害については、この限りでない。

2 受注者は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責めに帰すべき事由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。

(検査)

第16条 受注者は、以下の業務が完了したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(1) 通信回線の敷設が完了したとき。

(2) 通信回線サービスの提供開始後において毎月の業務を完了したとき。

2 受注者は、仕様書で定める日までに、回線サービスが利用できる状態にしなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

4 受注者は、前項の検査の結果不合格となり補正を命じられたときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

5 第3項及び前項の検査に必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物件に係る損失は、全て受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものはこの限りでない。

(回線サービスの停止)

第17条 受注者は、回線サービスが常時正常な状態で、十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとし、回線サービスが停止したときは、速やかに修繕し修復を行うものとする。

2 受注者は、回線サービスの停止が長期間になる場合は、発注者の求めにより受注者の負担において、直ちに代替措置を講ずることとする。

3 前2項に関する費用は、受注者の責めに帰すべき事由による場合は受注者の負担とし、発注者の責めに帰すべき事由による場合は発注者の負担とする。当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由の場合は第23条の規定による。

(契約金額の支払い)

第18条 受注者は、第16条第3項の検査に合格したときは、契約金額の支払いを請求することができる。

2 仕様書に定める接続先への回線敷設等の作業が必要で、それらの作業が全て完了した場合は、初期費用を支払うものとする。

3 月額回線使用料は、別紙3の支払内訳書のとおり支払うものとする。

4 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(SLAの実績報告及び返還料金)

第19条 受注者は、仕様書に定めるところにより、第16条第1項第2号の通知と併せて当該月分のSLAの実績報告を発注者へ提出しなければならない。

2 通信回線サービス提供状況が、仕様書に定める基準を下回る状態が発生した場合は、受注者はそれぞれの返還料金に基づき算出した金額の合計(以下「SLA料金」という。)を発注者に対して返還しなければならない。

3 受注者は、前項の規定によりSLA料金を返還するときは、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 第18条に規定する月額回線使用料からSLA料金を控除して請求することによる返還。
- (2) 発注者の請求により受注者がSLA料金を支払うことによる返還。

4 受注者は、前項第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内にSLA料金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第20条 発注者は、仕様書に定める回線の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約内容に適合しないものがあるときは、法令又はこの契約で別に定めがある場合を除き、回線サービスの提供期間中、受注者に対して、その瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求（以下この条において「請求等」という。）することができる。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 発注者は、回線サービスの提供開始の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第21条 受注者の責めに帰すべき事由により回線サービスの開始までに引渡しを完了することができない場合において、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第18条第4項の規定による回線使用料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

4 第2項及び第3項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第22条 発注者又は受注者は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 受注者は、通信回線サービスの提供開始後において、受注者の責めに帰すべき事由により通信回線サービスの提供をしなかったときは、仕様書におけるサービス品質保証制度（以下「S

LA」という。)に定める範囲において、その責めを負うものとする。

- 3 第10条に定める基本契約期間内において対象回線の廃止、品目の変更その他の理由により月額回線使用料が減少した場合は、変更前の月額回線使用料から変更後の月額回線使用料を控除した額に基本契約期間の残余の期間を乗じて得た額(消費税相当額を含む。)を、発注者が負担することとし、受注者が指定する期日までに一括して支払わなければならない。
(不可抗力による費用等の負担)

第23条 発注者又は受注者は、契約期間中に予期することのできない自然災害等当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由(以下「不可抗力」という。)に伴い損害又は損失が発生した場合、双方協議のうえ費用等の負担を定める。
(発注者の解除権)

第24条 発注者は、受注者がこの契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて是正を求める催告後もその期間内にこれを是正しない場合は、受注者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 発注者は、民法第542条に定めるもののほか、受注者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、受注者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 回線サービスの開始の始期を過ぎてもサービスを開始しないとき、又はサービスを開始する見込みがないと認められるとき。
- (2) 第4条の規定に違反し、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第28条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 監督官庁から営業の取消、停止又はこれに類する処分を受けたとき。
- (6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。
- (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又はこれらに類する倒産手続開始の申立てがなされたとき。
- (8) 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき若しくは支払停止状態に至ったとき。
- (9) 解散、合併、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたことにより、この契約の履行が困難になると認められるとき。
- (10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人(商法(明治32年法律第48号)第20条の支配人をいう。)をいう。以下この号及び第26条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(11) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第25条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の10分の1に相当する額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 前条の規定による契約の解除によって、受注者に損害が生じた場合において、受注者の責めに帰すべき事由がある場合は、発注者は、その損害を賠償する責めを負わない。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、発注者がその超える部分について受注者に対し損害賠償を請求することを妨げない。

5 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合行為等に対する解除措置)

第26条 発注者は、第24条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。

以下「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者が、独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において準用する

場合を含む。)の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

- (3) 受注者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条(第3号を除く。)若しくは第95条第1項(第2号及び第3号を除く。)の刑が確定したとき。

(その他の解除権)

第27条 発注者は、契約期間が終了するまでの間は、第24条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害賠償額は、この契約の当該年度における契約金相当額を上限とする。

3 前項に規定する損害額及びその支払期限は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

(受注者の解除権)

第28条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第11条の規定により仕様書を変更したため月額回線使用料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第12条の規定により業務の履行の中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。ただし、その損害賠償額は、この契約の当該年度における契約金相当額を上限とする。

(解除の効果)

第29条 この契約が解除された場合には、第1条第3項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する月額回線使用料(以下「既履行部分代金」という。)を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

4 前2項の規定にかかわらず、第24条第2項第10号に該当することによりこの契約が解除された場合は、発注者は、既履行部分代金の支払いは行わないものとする。

(契約解除等に伴う措置)

第30条 受注者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受注者は遅滞なく当該物件を撤去(発注者に返還する貸与品については、発注者の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。)するとともに、履行

場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

2 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

3 受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第24条又は第26条若しくは第27条第1項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第28条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約不適合責任期間等)

第31条 発注者は、引き渡された回線サービスに関し、不適合を知った時から1年以内でなければ契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 発注者は、回線サービスの引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(物件の返還)

第32条 発注者は、契約期間の終了又は契約の解除によって物件を受注者に返還する場合には、物件を原状に復して返還するものとする。ただし、発注者と受注者とが協議のうえ、現状のまま返還することができるものとする。

(事故報告)

第33条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(専属的管轄裁判所)

第34条 この契約に関する一切の紛争については、熊本地方裁判所又は熊本簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第34条の2 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の支出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、発注者は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 受注者は、前項に伴う解除により損失が生じたときは、当該年度における契約金相当額を上限としその損失について発注者に請求することができるものとする。

(補則)

第35条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(別紙1)

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報（個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を秘密として保持しなければならない。第三者への提供、開示、漏えい等をしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従業者への周知)

第3条 受注者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関する必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第4条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止等のため、個人情報の管理について必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を、発注者の承諾なしに、個人情報を取り扱う場所以外に持ち出してはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の制限)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に使用してはならないものとする。

(再委託の制限)

第7条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。ただし、発注者が事前に承諾した場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定に基づき第三者に再委託をする場合は、再委託に係る個人情報の安全が図られるよう、再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、この特記事項で定められている受注者の義務と同等の義務を当該第三者に負わせなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第9条 受注者は、この契約が終了したとき、又は解除されたときは、次に掲げる事項を履行しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(1) この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の全部を発注者に返還し、又

は引き渡すこと。

(2) この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の電子データをその記録媒体等から完全に消去し、又はその記録媒体等を適切に廃棄すること。

(3) 発注者から前号の規定による消去及び廃棄の実施を証する書面の交付を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

(実地調査)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 受注者は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者がこの特記事項の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により自己に損害が生じた場合においても、発注者に対し損害の賠償その他一切の請求をすることができない。

(損害賠償)

第13条 発注者は、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、個人情報等の漏えい等の事故が発生し、発注者に損害が生じたときは、受注者に対して損害賠償の請求ができるものとする。

(損害賠償額の予定)

第14条 受注者がこの特記事項の規定に違反した場合は、発注者は、損害の発生及び損害額の立証を要することなく、受注者に対して、月額回線使用料の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として請求するものとする。この場合において、受注者は、発注者が指定する期日までに当該違約金を支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額(直接発注者に生じた損害額に加え、発注者が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士費用その他専門家に支払った費用を含むが、これに限られない。)が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

(別紙3) 支払内訳書

件名 熊本市上下水道総合管理システム等通信回線サービス調達 (長期継続契約)

令和3年度(2021年度)

初期費用

支払月	金額(税込)	金額(税抜)	税額
令和 年(20 年) 月			

月額回線使用料

支払月	金額(税込)	金額(税抜)	税額
令和4年(2022年)1月			
令和4年(2022年)2月			
令和4年(2022年)3月			
年度計			

令和4年度（2022年度）

月額回線使用料

支 払 月	金額（税込）	金額（税抜）	税額
令和4年（2022年）4月			
令和4年（2022年）5月			
令和4年（2022年）6月			
令和4年（2022年）7月			
令和4年（2022年）8月			
令和4年（2022年）9月			
令和4年（2022年）10月			
令和4年（2022年）11月			
令和4年（2022年）12月			
令和5年（2023年）1月			
令和5年（2023年）2月			
令和5年（2023年）3月			
年度計			

令和5年度（2023年度）

月額回線使用料

支 払 月	金額（税込）	金額（税抜）	税額
令和5年（2023年）4月			
令和5年（2023年）5月			
令和5年（2023年）6月			
令和5年（2023年）7月			
令和5年（2023年）8月			
令和5年（2023年）9月			
令和5年（2023年）10月			
令和5年（2023年）11月			
令和5年（2023年）12月			
令和6年（2024年）1月			
令和6年（2024年）2月			
令和6年（2024年）3月			
年度計			

令和6年度（2024年度）

月額回線使用料

支 払 月	金額（税込）	金額（税抜）	税額
令和6年（2024年）4月			
令和6年（2024年）5月			
令和6年（2024年）6月			
令和6年（2024年）7月			
令和6年（2024年）8月			
令和6年（2024年）9月			
令和6年（2024年）10月			
令和6年（2024年）11月			
令和6年（2024年）12月			
令和7年（2025年）1月			
令和7年（2025年）2月			
令和7年（2025年）3月			
年度計			

令和7年度（2025年度）

月額回線使用料

支 払 月	金額（税込）	金額（税抜）	税額
令和7年（2025年）4月			
令和7年（2025年）5月			
令和7年（2025年）6月			
令和7年（2025年）7月			
令和7年（2025年）8月			
令和7年（2025年）9月			
令和7年（2025年）10月			
令和7年（2025年）11月			
令和7年（2025年）12月			
令和8年（2026年）1月			
令和8年（2026年）2月			
令和8年（2026年）3月			
年度計			

令和8年度（2026年度）

月額回線使用料

支 払 月	金額（税込）	金額（税抜）	税額
令和8年（2026年）4月			
令和8年（2026年）5月			
令和8年（2026年）6月			
令和8年（2026年）7月			
令和8年（2026年）8月			
令和8年（2026年）9月			
令和8年（2026年）10月			
令和8年（2026年）11月			
令和8年（2026年）12月			
年度計			